



流されていきました。全体準備組合が、三つの再開発組合を「総括的に把握し、総合的に指導する立場の組合」であると思えます。法人資格はなく、任意団体ですが、津山の再開発事業「三つのビルを一連の再開発」と位置づけ、資金も当初のうちは、かなり使用しており、事務員も、初期の段階では、この全体準備組合が雇用しており、これから本格的な調査が必要であると考えています。

## ②不正流用資金の内、五百万円は商店街への出資金です

商店街への出資金五百四十万円は、「ソシオ駐車場出資金」として各出店者に要請したものであり、中央街区組合が支払うべきものではありません。

### 資金「不正流用」「工事代未払い」の中間のまとめとして

「不正な資金の使い方」の責任が「曖昧なまま」に県の改善命令で、熊谷組が工事代金を「未払い整理」としてくれた、そして、間接的ではあるが市民が税金十五億円で解決したので、すべてが終わった、ということだけでは、納得できないと指摘をしておきます。

工事代未払いや不正流用金額は、表①のとおりですが、「仔細の内容の調査」が今後必要です。

### その2、資金不足と土地の売買など

元々の再開発事業の予算との関係や結果として、資金不足となった金額にどの程度影響があったのかは不明ですが、区域内でも、元権利者からBさん個人名義で土地を買取、その後商業開発（株）などの名義になり、最後は再開発組合に権利返還されるなどの物件が幾つかあることが判明しました。

### その3、資金不足の時期と津山市

再開発事業の資金不足について、中尾市長は、

「平成十三年五月に出された、県の改善命令により、初めて知った」と説明をしていましたが、平成九年の夏頃から、「資金不足とその対応策」について何度か、市長も参加して話し合いをしています。平成十一年五月のアルネ開店の時には、多額の資金不足、工事代未払い問題は、内部の関係者も認知していたことであり、市議会や市民への報告をしないままにしてきた行政の責任は問われてしかるべきです。

### その4、全体の指導責任のあり方

再開発組合による「不正資金流用」問題について、これまで調査してきた限りでは、関係者それぞれの主張がバラバラで、こと責任の所在論にあっては「責任のなすりあい」的な主張ばかりであるといわざるを得ません。

今後の調査で、こうした「責任論」を明らかにしていきたいと思えます。

### その5、告発と警察の動き

昨年の七月に中尾嘉伸市長によって、「刑事告発」された、再開発資金不正流用問題ですが、長い間、表面的な動きがままに経過してきましたが、津山署から、八月三日に、再開発組